

質問・回答

質問番号	資料	ページ	項目番号	実施要領等記載内容	質問内容	回答
1	実施要領	4	V-2	応募申込資格	法人なりしていない個人事業主が本プロポーザルに参加することは可能でしょうか？	業務を行うために必要な企画力、技術力を有している個人事業主が、JVの構成員として参加することは可能とします。なお、VI.2.(2)応募申込書類の②身分証明関係等については、【個人事業主の場合】の資料を提出してください。
2	実施要領	8	VI-3	現地見学および保管木材の確認	JVでの参加予定だが、4月23日の時点で組織を確定できなくても見学は可能でしょうか。	現地見学会及び保管木材の確認への申し込み時点では、応募申込に関する内容が定まっていなくても問題ありません。（様式3号）を作成の上、実施要領記載の提出先に、所定の方法にてお申込みください。ただし、現地見学会及び保管木材の確認への参加は、応募申込にあたっての必須事項ですので、JVで応募申込を行う際には、いずれかの構成員が現地見学会及び保管木材の確認に参加している必要があります。
3	実施要領	8	VI-3	現地見学および保管木材の確認	「現地見学参加申込書」（様式3）はJVで申し込む場合、各社分揃えて提出する必要がありますか？	（様式3号）は、参加する全ての事業者について、1事業者につき1枚をご提出ください。なお、メールでのご提出は、いずれかの企業に代表してご提出いただいても問題ありません。
4	委託仕様書	4,6	5(2)		法22条区域で不燃材料でない茅葺は屋根材に使用できないと思いますが、指定解除の措置が取られると考えてよろしいでしょうか	建築基準法22条区域（屋根不燃化区域）の指定解除は行いません。本業務では建築基準法22条但し書の適用について検討してください。
5	実施要領	8	VI-3	現地見学および保管木材の確認	現地調査に際して、敷地の観察記録をとるために簡単な敷地図をいただきたいのですが、提供していただけますでしょうか。	敷地図を参考資料としてHPに掲載いたしましたので、ダウンロードしてご使用ください。